

特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワークの役員報酬規程

制定 2014年6月26日

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク定款第18条第1項、第2項、第3項の役員報酬等について定める。

(役員)

第2条 この規程に定める役員とは定款第12条の理事および監事をいう。

(報酬)

第3条 役員は無報酬とする。

(規程の変更)

第4条 この規程を変更するときは、総会の議決を経なければならない。

附則

この規程は2014年6月26日から施行する。

管理職員・従業員給与規程

第1章 総 則

(目的)

- 第1条 この規程は、管理職員・従業員就業規則第44条に基づき、特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワークの管理職員および従業員（以下、「従業員」という）の給与に関する事項を定めたものである。
2. この規程は正従業員に対し適用される。就業形態が特殊な勤務に従事する者およびパートタイマー、アルバイトについてはこの限りでない。
 3. この規程に定めのない事項については法令の定めによる。

(給与構成)

第2条 給与の構成は次のとおりとする。

1. 基準内給与
 - (1) 基準給与
ア、基本給 イ、査定給 ウ、調整給
 - (2) その他の基準給与
ア、専門職手当 イ、調整手当
2. 基準外給与
ア、時間外手当
3. その他の給与
ア、通勤手当 イ、講演手当 ウ、臨時給与

(給与計算期間および支払日)

- 第3条 給与は当月1日から当月末日までの期間（以下「給与締切期間」という）について計算し、当月25日に支払う。ただし、25日が休日のときは原則としてその前日に支払う。
2. 前項の規程にかかわらず次の各号の一に該当する場合には、従業員（死亡したときはその遺族）の請求により、給与支払日の前であっても既に行われた労働に対する賃金を支払う。
 - (1) 従業員が死亡したとき。
 - (2) 従業員が退職し、または解雇されたとき。
 - (3) 従業員またはその収入によって生計を維持している者が、結婚、出産、病気、災害、または死亡したことにより特別な費用を必要とするとき。
 - (4) 本人、またはその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって1週間以上にわたり帰郷するとき。
 - (5) その他本人の申出により会社が特に必要と認めたとき。

(計算方法)

第4条 給与締切期間の中途において入社し、または退社した者についての賃金額は基準内給与については基準内給与を月平均労働日数で除した金額を出勤日数に乗じて

計算することとする。ただし勤務しない日数が5日以下の場合は基準内給与を月平均労働日数で除した金額に勤務しない日数を乗じた金額を控除して支給する。

2. 基準内給与については、一給与締切期間内に欠勤した場合は基準内給与を月平均労働日数で除した金額に欠勤した日数を乗じた金額を控除して支給する。ただし、出勤日数が5日以下の場合は、出勤日数に基準内給与を月平均労働日数で除した金額を乗じて支給する。
3. 育児・介護のための短時間勤務適用者に対しては、通常の基準内給与に、「当該期間において選択した標準労働時間/7」を乗じた金額を支給する。
4. 一給与締切期間において、給与の総額に一円未満の端数が生じた場合にはこれを四捨五入する。

(給与の支払い)

第5条 給与は、従業員に対して、現金もしくは銀行振込によって支払うものとする。

2. 前項の規程にかかわらず次に掲げるものは支払うべき賃金から控除する。

- (1) 給与所得税
- (2) 健康保険料
- (3) 厚生年金保険料
- (4) 雇用保険料
- (5) 住民税
- (6) 従業員個人との書面契約によるもの
- (7) その他従業員代表との書面協議によるもの

(遅刻・早退の取扱い)

第6条 早退、遅刻等、従業員の責に帰すべき事由による不就業については、その時間に対応する給与(第4条の日額を7時間で除したもの)の支払いはしない。

第2章 基準内給与

第1節 基準給与

(基本給)

第7条 基本給は年齢、担当業務、その在任年数、勤務状況等に基づき決定する。

2. 支給方法は月給制とする。一給与締切期間内において欠勤した場合は、第4条の規程により減額する。

(基本給の改定)

第8条 原則として年1回、従業員の勤続年数、勤務状況に基づき基本給の改定を行うことがある。

2. 会社の業績等の状況によっては基本給の改定を行わないことがある。

(査定給)

第9条 査定給は従業員の勤務成績、能力、その他を総合的に判定のうえ、査定給表の該当する級の金額を支給する。

(調整給)

第10条 従業員の基準給与に調整を必要とする事情が生じたときは、調整給を支給する

ことがある。

第2節 その他の基準給与

(専門職手当)

第11条 アソシエイト・ディレクター、ディレクター、プロデューサーである従業員については、専門職手当を別表のとおり支給する。

(調整手当)

第12条 従業員の給与に調整を必要とする事情が生じたときは、調整手当を支給することがある。

第3章 基準外給与

(時間外手当等)

第13条 時間外労働の計算は一給与締切期間の超過時間を累計して計算する。

2. 休日勤務をした場合休日勤務手当を支給する。振替休日とした場合、全日を休暇をした場合は7時間を超えた時間、半日を休暇とした場合は3時間30分を超えた時間は休日勤務手当を支給する。
3. 22時以降翌日5時まで勤務した場合は深夜勤務手当を支給する。
4. 時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当の計算方法は労働基準法の定めるところによる。
5. 裁量労働で専門職手当を支給されている従業員には、時間外勤務手当、休日勤務手当及び深夜勤務手当の合計額が専門職手当の額を上回るときは、その差額を支給する。
6. 管理職員については、前項を適用しない。

第4章 その他の給与

(通勤手当)

第14条 自宅から勤務地までの通勤に要する定期代を通勤費として支給する。

2. 自宅から勤務地までの距離が2km以下の場合には支給しない。自宅から最寄り駅までの距離が1.5km以上ある場合バスの利用を認める。原則、勤務地の最寄り駅は大江戸線勝どき駅とする。ただし月島駅乗換者は月島駅を最寄り駅とする。
3. 通勤ルートは原則として最短ルートとする。ただし、通勤費が最低となるルートがある場合は通勤費及び所要時間等を検討の上経路を決定する。
4. 通勤費の上限は月額5万円とする。
5. 新幹線による通勤は認めない。
6. 従業員が、傷病その他の事情で1ヶ月以上欠勤、または休職する場合には、そ

の期間の通勤手当の支給を停止する。

7. 年次有休休暇を取得し1ヶ月以上出勤しない場合は、前項と同様の取扱とする。
(講演手当)

第15条 従業員が、会社指示により社外の研修等で講義を行った場合、会社が受領した講師謝金に1/2を乗じた金額を「講演手当」として支給する。

(臨時給与)

第16条 臨時給与はその都度定める。

付則

この規程は平成15年4月1日より実施する。

平成18年5月1日改正(第2条、第7条、第8条、第9条、第10条修正、第11条、第12条、第15条追加)

平成23年6月10日改正(第3条第1項、第7条2項修正、第9条、第10条修正、第13条第1項修正、第2～5項追加)

平成24年3月6日改正(第4条第1～2項修正、第14条2～7項追加)

平成28年3月1日改正(規程名変更、第1条第1項修正、第5条第2項第5号、6号修正、7号追加、第13条第6項追加)

平成29年7月1日改正(呼称変更、第4条第3項追加 以下繰り下げ)

令和2年6月1日改正(第2条第3項イ追加 以下繰り下げ、第15条追加、以下繰り下げ)

月例＝基本給＋査定給＋専門職手当

基本給

	級	金額
一般 職掌	1	96,000
	2	100,000
	3	110,000
専門 職掌	AD 1	110,000
	AD 2	120,000
	DR1	130,000
	DR2	140,000
	PD1	160,000
	PD2	170,000

定昇2,000円

査定給

級	金額	級	金額	級	金額
1	80,000	21	160,000	41	240,000
2	84,000	22	164,000	42	244,000
3	88,000	23	168,000	43	248,000
4	92,000	24	172,000	44	252,000
5	96,000	25	176,000	45	256,000
6	100,000	26	180,000	46	260,000
7	104,000	27	184,000	47	264,000
8	108,000	28	188,000	48	268,000
9	112,000	29	192,000	49	272,000
10	116,000	30	196,000	50	276,000
11	120,000	31	200,000	51	280,000
12	124,000	32	204,000	52	284,000
13	128,000	33	208,000	53	288,000
14	132,000	34	212,000	54	292,000
15	136,000	35	216,000	55	296,000
16	140,000	36	220,000	56	300,000
17	144,000	37	224,000	57	304,000
18	148,000	38	228,000	58	308,000
19	152,000	39	232,000	59	312,000
20	156,000	40	236,000	60	316,000

以降4000円ピッチ

専門職手当

AD 1	40,000
AD 2	50,000
DR1	60,000
DR2	70,000
PD1	90,000
PD2	100,000

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク	事業年度	平成31年4月1日～令和2年3月31日
-----	--------------------------	------	---------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

(1) 収益の源泉別の明細

収 益 源 泉 の 内 訳	金 額
正会員受取会費	7,360,000 円
特別会員受取会費	23,800,000 円
受取寄付金	51,033,580 円
受取民間助成金	3,000,000 円
受取国庫補助金	9,879,561 円
公演事業収益	25,846,515 円
トリトン通信広告掲載料	771,560 円
コミュニティ活動収入	1,154,383 円
受取利息	1,881 円
雑収入	449,775 円
	円
	円
	円
	円
合 計	123,297,255 円

(2) 借入金の明細

借 入 先	金 額
なし	0 円
	円
	円
	円
	円
	円
合 計	円

(3) その他

なし

2 資産の譲渡等の内容に関する事項 [②資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項]

(1) 資産の譲渡に係る料金及び条件等

譲渡資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

(2) 資産の貸付けに係る料金及び条件等

貸付資産の内容	料金	条件等
該当なし	円	
	円	
	円	

(3) 役務の提供に係る料金及び条件等

役務の提供の内容	料金	条件等
リハーサルスタジオ使用料	円	定価の半額
税務会計相談	49,500円	税務顧問契約書に基づく(月額)
法律相談	30,070円	法律顧問契約に基づく(月額)
コンサート参加料	円	役職員割引10%
コンサート参加料	円	特別会員(法人会員)招待・エステルハージ10%割引・ラズモフスキー5%割引 ※別添「会員の優待制度に関する規程」に記載
コンサート参加料	無償	個人正会員へ年一回主催公演にペアでご招待
出向負担金	530,000円	出向確認書に基づく(月額)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワークの
会員の優待制度に関する規程

制定 平成 25 年 1 月 1 日

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク定款第 6 条第 1 項、第 2 項の会員に対する優待制度について定める。

(会員に対する優待サービス)

第 2 条 会員に対する優待制度については別表 1 および別表 2 とする。

(規程の変更)

第 3 条 この規程を変更するときは、理事会の議決を経なければならない。

【別表1】正会員に対する優待制度

優待制度	正会員
主催公演招待	年1回希望の主催公演にペアで招待
ホールバードリンク券	年間2枚
主催公演チケットの先行予約販売	先行予約販売を案内
ホールロビー銘板、TANパンフレットに芳名を掲載（匿名可）	同左
TANかわら版、第一生命ホールコンサートカレンダーをお届け	同左
事業報告書、評価事業報告書をお届け	希望者

【別表2】特別会員に対する優待制度

種類 優待制度	エステルハージ・ サークル会員	ラズモフスキー・ サークル会員	ブラボー・ サークル会員
主催公演招待数	1公演ごとに4名	1公演ごとに2名	1公演ごとに1名
ホールバードリンク券	年間30枚	年間12枚	年間6枚
主催公演チケット割引販売*1	10%オフ	5%オフ	無し
ホールロビー銘板、TANパンフレット、ホームページに社名を掲載（匿名可）	同左	同左	同左
TANかわら版、第一生命ホールコンサートカレンダーをお届け*2	同左	同左	同左
事業報告書、評価事業報告書をお届け	同左	同左	同左

*1 チケット割引は一般券、S・A・B席とし、セット券・シニア券・ヤング券子ども券・トリトンポイントカード割引は対象としない。

*2 TANかわら版は年10回発行、コンサートカレンダーは年6回発行する。

ロ 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	貸 付 年月日	対 価 の 額	譲渡資産の内容等
該当なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との 関 係	住所又は所在地	役務の提 供年月日	対 価 の 額	役務提供の内容等
			H31.4.1~ R2.3.31	89,030 円	リハーサルスタジオ 使用料 11 回使用
			H31.4.1~ R2.3.31	808,600 円	顧問契約書に基づく 45,000 円/月（税抜き） 決算 200,000 円（税抜き）
			H31.4.1~ R2.3.31	360,840 円	顧問契約書に基づく 30,070 円/月（税抜き）
			H31.4.1~ R2.3.31	0 円	無料招待 273 枚 単価 1,000 円~6,000 円
			H31.4.1~ R2.3.31	30,600 円	役職員割引 10% 単価 5,500 円~6,000 円
			H31.4.1~ R2.3.31	97,200 円	役職員割引 10% 単価 2,000 円~6,000 円
			H31.4.1~ R2.3.31	0 円	法人会員無料招待 31 枚 単価 1,000 円~6,000 円
			H31.4.1~ R2.3.31	61,200 円	会員規定に基づく 10%割引
			H31.4.1~ R2.3.31	定価円	定価
			H31.4.1~ R2.3.31	8,460,000 円	出向確認書に基づく 88 万（4-9 月）53 万（10-3 月）
				円	
				円	
				円	
				円	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク	チェック欄
-----	--------------------------	-------

- 3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること
- イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること
- (1) 役員及びその親族等
 - (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

✓

区分	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
㉑	平成31年4月1日～令和2年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%
㉒	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉓	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉔	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉕	年月日～年月日	人	人	%	人	%
㉖	年月日～年月日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

ハ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい	はい はい

㉑ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉖」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉖」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉖」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員数		11人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		3人	人	人	人	人	人	人

役員 の 内 訳										
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況						就任・退任年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	
藤田 正厚		理事		○						H3. 5. 1 就任
倉林 京子		理事		○						H14. 6. 28 就任
長濱 力雄		理事長		○						H22. 6. 30 就任
岩間 陽一郎		理事		○						H23. 6. 23 就任
阪本 要一		理事		○						H24. 6. 26 就任
三井 禎浩		理事		○						H27. 6. 25 就任 R1. 6. 19 退任
江川 友浩		理事		○						H28. 6. 23 就任
長谷川 玲子		理事		○						H28. 6. 23 就任
平山 武史		理事		○						H29. 6. 22 就任 R1. 6. 19 退任
谷川 慶吾		理事		○						R1. 6. 19 就任
盛田 里香		理事		○						R1. 6. 19 就任
永山 妙子		監事		○						H13. 5. 1 就任
石田 輝雄		監事		○						H30. 6. 21 就任

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
出金・入金・振替伝票 請求書・領収証添付あり	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	都度	7年
総勘定元帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	都度	10年
仕訳日記帳	会計ソフト（弥生）使用 ルーズリーフ	都度	10年
棚卸表	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年
固定資産台帳	会計ソフト（TKC）使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	月1回	7年

(記載要領)

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							✓
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ロ							
項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/>	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表(第4表(次葉))」(ハ及びニ)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び用途並びにその予定日を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。		同意 <input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類	
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日	
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し	

(注意事項)

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 トリノ・アーツ・ネットワーク
-----	--------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄				
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>事業年度</td> <td>月 日～ 月 日</td> <td>設立年月日</td> <td>平成 年 月 日</td> </tr> </table>		事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日		

(注意事項)

- 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人トリトン・アーツ・ネットワーク	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(註1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 ^(註2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります)。 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	---

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	---

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---	--

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ